

4 佐藤英行議員

- 1 生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利を「子ども権利条例」策定による実現を
- 2 泊原子力発電所における新型コロナウイルス感染対策は
- 3 泊原子力発電所が取り返しがつかない事故を起こす前に



1 生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利を「子どもの権利条例」策定による実現を

7月1日より、これまでの大係制を責任体制の明確化、職員のモチベーション向上を目的として係制にし、先駆的な施策展開を目指した機構改革された岩内町の行財政運営が始まります。大いに期待するものです。

教育委員会には子ども未来課が設置されます。

子どもたちは、いつでも夢を持って、様々な知識と経験をすることによって、その夢の実現に向けて挑戦をしていくことは大変重要と考えます。教育の原点は一人一人の子どもが持っている個性・能力を育むことであり、学校はその希望を育む場所と私は考えております。

1989年11月に国連総会において、児童の権利に関する条約が採択され、日本は1994年4月に批准をしております。

この条約は、生きる権利、すべての子供の命が守られる権利。

育つ権利、教育や医療、生活への支援などを受ける権利。

守られる権利、暴力や搾取、有害な労働などから守られる権利。

参加する権利、意見を表現しそれが尊重される権利、自由に団体を作る権利という包括的な権利を実現、確保するために必要になる具体的な事項を規定しております。

この条約を基にした、子どもの権利条例を制定している自治体は川崎市が最初でしたが、2番目に北海道の奈井江町が、子どもの権利に関する条例を2002年3月に制定しております。芽室町が2006年、芽室町子どもの権利に関する条例を制定して、さらに2008年には発達支援システムをスタートさせ子育て支援を強化し、まちづくりの一環としております。

岩内町において小中4校を施設一体型義務教育学校とする必要性について現在検討をしておりますが、検討委員会設置要綱に岩内町学習環境推進計画を策定するためとあるように教育の質の向上、学力の向上の推進を目的としている感があ

ります。

岩内町長として、子どもの権利についてどのような見解を持っているのか。

子どもの最善の利益の実現を目的とし、子どもが自己肯定感を持ち、子ども自身が様々な権利の主体であることを知り、助けを求めることも大切な権利、そして子どもが意見を言える機会を設けたり、等々いわば子どもの権利を守っていくために大人が果たす役割を明確にした、岩内町子どもの権利条例の制定を検討してはどうか。

【答 弁】
町 長：

生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利を子どもの権利条例策定による実現を、について、2項目のご質問であります。

1項めは、子どもの権利に係る見解についてであります。

子どもの権利につきましては、児童の権利に関する条約において、生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利を保障していることをはじめ、日本国憲法では、個人として尊重される権利や、教育を受ける権利等、児童福祉法では、適切に養育される権利や生活を保障される権利、その他福祉を等しく保障される権利等を定めるなど、非常に重要な位置づけがなされているものと認識しております。

こうした子どもの権利の実現には、地域の状況に即した、子どもを取り巻く環境の整備が必要であると考えております。

このため、現在、岩内町におきましては、母子健康包括支援センターを開設し、妊婦健診や乳児健診はもとより、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に努めているとともに、岩内町子ども・子育て支援事業計画に基づき、岩内町の状況を踏まえる中で、保育事業の充実や児童虐待防止対策の実施、さらには、地域子育て支援センターを併設した基幹的保育所の整備などに取り組んでいるところであります。

また、こうした施策をより一層推進するため、この度の機構改革において、子ども未来課を新設し、保育所・幼稚園への入所年齢から義務教育期間までの子どもたちに、一貫した教育方針・教育環境を整え、子どもの健やかな成長を育んでまいりたいと考えております。

2項めは、岩内町子どもの権利条例制定の検討についてであります。子どもの権利条例の制定につきましては、岩内町子ども・子育て支援事業計画において、計画の基本的な考え方として、基本理念や目標、行政や家庭、地域社会などが担う役割を定めており、本計画を実行していくことにより、子どもの最善の利益が実現されるものと考えております。

従いまして、本計画に盛り込んだ岩内町の状況を踏まえた具体的な各種の子育て支援策を確実に実施することが優先であると認識しておりますので、現時点におきましては、条例を制定する考えには至っておりません。

< 再 質 問 >

岩内町子ども・子育て支援事業計画を実行していくことが、子どもの最善の利益が実現されるものとの答弁をいただきましたが、計画には法的拘束力がありません。条例は法であり子ども施策の法的根拠となるとともに行政などに法的拘束力を持つものとなります。その観点からも、子どもの権利条例を制定し、子どもの権利の政策の強化を検討してはいかがでしょうか。

【答 弁】

町 長：

法的拘束力のある、子どもの権利条例の制定が必要ではないか、についてであります。

岩内町子ども・子育て支援事業計画につきましては、子ども・子育て支援法の規定に基づき、策定が義務付けられたものであり、この計画の中で、基本理念や目標、行政や家庭、地域社会などが担う役割を定めていることから、本計画を実行するにあたっての、町としての責務を果たしていく所存であります。

このため、現時点においては、条例を制定する考えには至っておりません。

2 泊原子力発電所における新型コロナウイルス感染対策は

北海道電力泊原子力発電所は、1・2号機は2011年、3号機は2012年5月から定期検査のため運転停止している。北電のホームページには、定期点検は約1年ごとに原子炉を止めて、念入りに点検しますとあり、長い期間定期検査と称するのめいかがかと思いますが、現在定期検査で行っている検査事項、および検査作業はどのようなものか。

北海道の新型コロナウイルス感染状況は6月15日現在感染者数1,159人で後志は23人、そのうち小樽市が17人となっています。石狩管内は877人で北海道全体の75.7%となっており、うち札幌市は694人となっています。リンクなし感染者の発生数は石狩管内が9割以上を占めています。北電から示されている平成30年12月末、通常運転時における従業員数および出身地別内訳では、北電および協力会社の従業員数は1,536人で地元4町村が537人35%、4町村以外の道内は883人57.5%となっています。

鈴木北海道知事が2月28日新型コロナウイルス緊急事態宣言を発し、4月12日には、北海道・札幌市緊急共同宣言を出し、その中で札幌市民は不要不急の外出を控え、他の地域の方は不要不急の札幌との往来を控えるよう、要請があった。さらに緊急メッセージとして、1、札幌の皆さんは、とにかく家にいる。2、道民の皆さんは、札幌へ行かない。3、道内外の皆さんは、都道府県の行き来はしないが発せられました。

現在泊原発で働いている人数がどの程度かわかりませんが、平成30年12月末とそう変わらないとすれば、週末には石狩管内特に札幌市に戻る人の比率が比較的高いのではないかと推察できます。

緊急事態宣言時からの北電および泊原子力発電所として行ってきた新型コロナウイルス感染対策がどのようなものであったのか。

4月14日九州電力玄海原子力発電所で従事していた男性が新型コロナウイルスに感染していたことがわかり、構内で実施しているすべての土木建設関連工事を一時中止した。また、九電社員を含む約300人が出勤停止となった。4月24日には東京電力柏崎刈羽原子力発電所で社員4名とその家族1名が感染し、発電所内の工事の8割を中断し、社員1,200人の行動履歴の確認となった。原子力発電所は危険な核を扱っている。そのために安全に現在の停止の状態を維持することが最低限の業務である。

泊原発内の中央制御室など重要な施設部署は何か。そこに従事する職員は何人体制で何交代勤務体制を敷いているのか。

3密状態、特に密閉状態の環境下での業務を回避できない部署もあると考えるがそこでの新型コロナウイルス感染対策はどのように行っているのか。

新型コロナウイルス感染が起きないように不要不急の往来を防ぐためにも不要不急の工事を中止するよう北電に要請するべきと考えるが町長の見解を求めます。

【答 弁】

町 長：

泊原子力発電所における新型コロナウイルス感染対策は、について、5項目のご質問であります。

1項めは、現在、定期検査で行っている検査事項および、検査作業はどのようなものかについてであります。

現在、泊発電所で行っている定期検査につきましては、各号機が全て長期停止中であり、長期停止状態では多くの機器を保管状態としていますが、非常用ディーゼル発電機や海水系機器などについて、保守点検を実施していると、北電より伺っております。

2項めは、緊急事態宣言時からの北電および泊原子力発電所として行ってきた新型コロナウイルス感染対策がどのようなものであったか、についてであります。

北電及び、泊発電所では、通常的安全対策に加え、新型コロナウイルス感染予防対策に係るガイドラインを策定し、所員に対し、マスクの着用、手洗い、うがい、手指の消毒、執務室座席へのパーティションの設置及び、定期的な換気などの日常的な取り組みのほか、札幌市への出張を原則禁止し、テレビ会議を最大限活用するなどの不要不急の外出自粛を徹底するとともに、保守点検や工事を行う協力会社にも体調管理の徹底などを呼びかけるなど、感染者発生防止に取り組んでいるとのことであります。

3項めの、泊原発内の中央制御室など重要な施設部署は何か、そこに従事する職員は何人体制で何交代勤務体制を敷いているのか、についてと、4項めの、3密状態、特に密閉状態の環境下での業務を回避できない部署もあると考えるが、そこでの新型コロナウイルス感染対策はどのように行っているのか、につきましては、関連がありますので併せてお答えいたします。

泊発電所には、発電所の運転、保守などの部署があり、それぞれ重要な役割を担っており、その中で中央制御室の運転員は発電室に所属し、1号機から3号機を合わせ、現在、約90名が在籍しており、1・2号機、3号機、それぞれ5班体制で3交代勤務を実施しているとのことであります。

また、運転員の感染防止対策といたしましては、運転員以外の社員と運転員の接触を必要時以外避け、やむを得ない場合には一定の距離を確保すること。

建物内の別エリアでの食事や専用バスでの通勤、更に、在宅勤務実施による中央制御室内の滞在人数の抑制などに取り組んでいるとのことであります。

5項めは、新型コロナウイルス感染が起きないように不要不急の往来を防ぐためにも不要不急の工事を中止するよう北電に要請するべきと考えるが見解を求める、についてであります。

北電では、新型コロナウイルス感染症との闘いが長期化している中、国が示した、新しい生活様式の北海道内での実践に向けた、新しいライフスタイルやビジネススタイルの変革である、新北海道スタイルについて、北海道の呼びかけに基づき、安心宣言を策定するとともに、感染症の拡大防止のため、7つの習慣化に取り組んでいると伺っております。

町といたしましては、こうした感染拡大防止対策や、独自に策定したガイドラインの遵守に継続して取り組み、泊発電所の安定的な運営に努めるよう要請してまいります。

いずれにいたしましても、北電におきましては、様々なリスクを想定し、安

全性向上に向けて不断に取り組むとともに、安全対策や審査状況などについて、地域住民への迅速かつ丁寧な情報提供と、より一層の安全・安心の確保が図られるよう、万全の対策を、引き続き、強く求めてまいります。

< 再 質 問 >

中央制御室の運転員の新型コロナウイルス感染対策をお答えいただきましたが、原発内では、原子炉保守要員、巡回点検員、設備メンテナンス員、保守点検員、放射線管理業務員、警備員等は昼夜を問わず作業をしている部分もあります。そして、3密の環境下での勤務や作業があり、通勤のバス、食堂、休憩所等も3密状態が考えられます。従業員間の間隔をとることも困難な状態があるだろうと思います。

感染が発生すると勤務体制がたちどころに崩壊し、クラスターが発生し、安全体制の崩壊につながりかねません。その恐れを少しでも避けるために、新型コロナウイルス感染状況が収まらない現在、不要不急となる再稼働に向けての工事や作業は中止もしくは延期すべきと考えますが見解を求めます。

【答 弁】

町 長：

新型コロナウイルス感染状況が収まらない現在、不要不急となる再稼働に向けての工事や、作業は中止もしくは延期すべき、についてであります。

北電では、新型コロナウイルス感染症との闘いが長期化している中、国が示した、新しい生活様式の北海道内での実践に向けた、新北海道スタイルについて、安心宣言を策定するとともに、感染症の拡大防止のため、7つの習慣化に取り組んでいると伺っております。

町といたしましては、こうした感染拡大防止対策や、独自に策定したガイドラインの遵守に継続して取り組み、泊発電所の安定的な運営に努めるよう要請してまいります。

いずれにいたしましても、町といたしましては、北電に対し、様々なりスクを想定し、安全性向上に向けて不断に取り組むとともに、安全対策や審査状況などについて、地域住民への迅速かつ丁寧な情報提供と、より一層の安全・安心の確保が図られるよう、万全の対策を、引き続き、強く求めてまいります。

3 泊原子力発電所が取り返しが見つからない事故を起こす前に

原子力発電所から出される放射性物質は環境に放出されてはならないと考えるが、事業者には極力放射性物質を環境に放出しない義務を負っていると考えられる。

北海道電力は、泊発電所放射性廃棄物処理建屋から放出している気体廃棄物の放出量の報告値の誤りとして、泊原発から放出している放射性物質の値を実際より少なく報告していたことを発表した。アルゴン、クリプトン、キセノン等の希ガス、ヨウ素、トリチウムなどを少なく報告、特にトリチウムは1号機の試運転から31年間も気がつかず、少なく報告していた。

泊原発のような加圧水型軽水炉は原子炉水中にホウ素やリチウムが添加されており、そのことにより沸騰水型軽水炉よりおおよそ10倍トリチウムの生成量が多いといわれています。トリチウムは半減期12.3年でベータ線を出しヘリウムに変換する。トリチウムは、外部被ばくはほとんど問題とならないが、酸素と結合したトリチウム水や有機物の水素と入れ替わった有機結合型トリチウムは、内部被ばくによる健康被害を引き起こす可能性の高い、危険性の高い放射性物質といわれています。

東京電力福島第1原発事故でたまり続けるALPS、多核種除去設備で処理したトリチウムを含む汚染水の放出案の説明会を、経済産業省が福島県内地元で開催したが、浪江町議会や、福島県漁業協同組合連合会、福島県森林組合連合会、福島県旅館ホテル衛生同業組合などが海洋等への放出に強力に反対している。北海道では泊原発1号機試運転時から温排水影響調査結果、環境放射線監視結果を報告している。放射性廃棄物の放出の項のトリチウムに関しては液体廃棄物と気体廃棄物があり、当初は液体廃棄物の放出量のみが報告されていて、気体廃棄物としてのトリチウムは記載されていない。表には液体廃棄物のトリチウムには保安規定に定める値が記されている。

気体廃棄物としてのトリチウムが監視結果報告書に記載するようになった理由は、またいつからなのか、気体廃棄物のトリチウムには保安規定に定める値がないのはどのような理由なのか。

液体廃棄物としてのトリチウムの保安規定に定める値が何度か変わっているが、変わった時期とその理由、またその値は。

31年間も過少報告して来たことに、識者は、放射性物質の正確な放出量を把握しないまま原発を稼働していたという恐ろしい話。北電は危険な物質を排出しているという認識にかけていると述べ、原子力規制委員会更田委員長も、驚くほど基本的なミスだと批判している。

2018年9月6日に発生した北海道胆振東部地震により北海道がブラックアウトになり、泊原発は外部電力喪失となり非常用ディーゼル発電機が作動した。そのうち3号機の非常用ディーゼル発電機の端子が2009年から外れているのが発覚した。

冬期に1・2号機給排水処理建屋消火ポンプ室内の消火加圧水ポンプが凍結、損傷し使用不能になり、また原子力規制庁へ緊急時対策支援システムに送るべきデータを送っていなかったりと単なるミスとは言えないことを起こしている。

一つの重大事故の陰に29の軽微な事故があり、その背後には300の異常が存在するといわれています。取り返しが見つからない事故を起こす前に北電に廃炉の決断を求めるべきと考えますが町長の所見をお伺いします。

【答 弁】

町 長：

泊原子力発電所が取り返しが見つからない事故を起こす前に、について、3項目のご質問であります。

1項めは、気体廃棄物としてのトリチウムが監視結果報告書に記載するようになった理由は。また、いつからなのか。気体廃棄物のトリチウムには保安規定に定める値がないのはどのような理由なのか。についてであります。

気体廃棄物としてのトリチウムを監視結果報告書に記載するようになった理由につきましては、平成8年度に各種報告様式の見直しが行われ、平成9年度の第1四半期から監視結果報告書に記載されております。

なお、町といたしましては、泊発電所放射性廃棄物の放出・保管状況報告書において、昭和63年の第3四半期から報告を受けているところであります。

また、トリチウムには、気体廃棄物と液体廃棄物があり、気体廃棄物につきましては、国の評価指針において、ベータ線による実効線量は、ガンマ線に比べて小さいことから、線量評価の対象としなくても指針の目的を十分達成することから、放出管理基準値を定めていないと、北電より伺っております。

一方、液体廃棄物のトリチウムにつきましては、発電用原子炉の線量目標値に関する指針等で定められている数値を十分下回るように、保安規定において放出管理基準値を定め、国の認可を受け、管理しているとのことであります。

2項めは、液体廃棄物としてのトリチウムの保安規定に定める値が何度か変わっているが、変わった時期とその理由、またその値は、についてであります。

液体廃棄物としてのトリチウムの保安規定に定める値が改正となった回数は、これまで3回あり、1回目につきましては、平成元年3月31日施行の保安規定第1次改正において、キュリーからベクレルへの単位変更により、年間1,000キュリーから、年間 3.7×10^4 の 1.3 乗ベクレルに、換算しております。

2回目につきましては、平成2年6月1日施行の保安規定第3次改正において、2号機の増設により、年間 3.7×10^4 の 1.3 乗ベクレルから、年間 7.4×10^4 の 1.3 乗ベクレルに、値が変更しております。

3回目につきましては、平成21年1月1日施行の保安規定第25次改正において、3号機の増設により、年間 7.4×10^4 の 1.3 乗ベクレルから、年間 1.2×10^5 の 1.4 乗ベクレルに、値が変更しております。

3項めは、取り返しが見つからない事故を起こす前に北電に廃炉の決断を求めるべきと考えますが所見を、についてであります。

泊発電所の廃炉につきましては、エネルギー政策上の必要性などを踏まえながら、国及び、電力事業者において適切に判断すべきものと考えております。

< 再質問 >

トリチウムは遺伝子情報を持つDNAを構築しているなかに水素として入りベータ線を放出、ヘリウムに変われば遺伝子の二重らせん構造まで変えることとなる。こうした人体に深刻な影響を起こすのがトリチウムであります。

放射性物質は環境に放出してはならないと考えていますが、原発から放出する場合でも放出する放射性物質の量は医学的見地や疫学見地から評価されなければならないと考えています。

保安規定で定められている放出管理目標値は、国の発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針では周辺公衆が受ける線量を低く保つための目標値とされている。液体廃棄物としてのトリチウムは、答弁では、1号機の時は年間 3.7×10^{-13} 乗、2号機のために2倍の 7.4×10^{-13} 乗、3号機のためには 3.24 倍の 1.2×10^{-14} 乗と、原発が増設されるたびに増えています。先程いいましたが、周辺公衆が受ける線量を低く保つための目標値が増えています。

原発から放出される場合でも、先程もいいましたように、医学的見地や疫学的見地から評価されるべきと考えます。増設のたびに保安規定で放出管理目標値が増えていることに対して町長はどのような見解を持っているのですか。

【答 弁】

町 長：

原発から放出する場合でも放出する放射性物質の量は、医学的見地や疫学的見地から評価されなければならないと考えるが、増設のたびに保安規定で放出管理目標値が増えていることに対して、どのような見解をもっているのか、についてであります。

液体廃棄物のトリチウムにつきましては、発電用原子炉の線量目標値に関する指針等で定められている数値を十分下回るように、国の認可を受け、保安規定において放出管理基準値を定めているとともに、泊発電所周辺の安全確保及び環境保全協議会等、第三者の客観的な確認を受け、適切に放射性物質の放出管理がされているものと認識しております。